

令和8年度

廿日市市シティプロモーション戦略業務

【企画提案公募実施要領】

この要領は、「廿日市市シティプロモーション戦略業務」について、企画提案公募(以下「プロポーザル」という。)を行うことにより、業務予定者を選定するために必要な手続きを定めたものである。

令和7年12月22日
廿日市市経営企画部プロモーション戦略課

公 告

令和7年12月22日

廿日市市長 松本太郎

業務の趣旨・目的

【事業目的】

人口の減少が止まらない状況にあっても、将来的な市の活力を維持するため、新たな転入者の獲得ならびに市民の転出抑制を図ることが重要となっている。

こうした中、本市を居住地または交流の場として選んでもらうため、継続して市の魅力を発信していくことで、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大を実現し、将来に向けたまちの活力を維持することを目的に本事業を実施する。

また、事業をさらに効果的に推進するため、効果的な広報を実践し、市民との良好な関係を形成・維持すると同時に、市民のシビックプライドを醸成し、廿日市市のファンを増やすことをめざす。

【目標】

人口の転入増加と転出抑制による転入超過

【成果イメージ】

「選ばれる、選ばれ続けるまち」

※ 転入超過を継続し、人口の減少カーブを緩やかなものとしていくことで、廿日市市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに掲げる2045年の人口11万人を達成する。

【目標値】

2045年 11万人維持

【転入促進：市外向けプロモーション（アウタープロモーション）】

メインターゲット：広島都市圏及び首都圏の子育て世代

内容：交流の場、居住地としての認知度・好感度の向上

【転出抑制：市内向けプロモーション（インナープロモーション）】

ターゲット：市民

内容：居住地としての魅力の再認識による、市への愛着およびシビックプライドの醸成

【事業推進にあたってのポイント】

- ・ライフステージを意識したプロモーション
- ・ブランディングの設定と提示…「ちょうどいい、みつけた。廿日市市」
- ・ライフスタイルイメージの設定と提示
- …「ぶち山（吉和地域）」「ちいと山（佐伯地域）」
「ぎり街（廿日市地域）」「なぎな海・島（大野・宮島地域）」

1 業務の名称

令和8年度廿日市市シティプロモーション戦略業務

2 業務の内容等

(1) 業務仕様

別紙1「令和8年度廿日市市シティプロモーション戦略業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

(2) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 予算の上限額

12,000,000円(税込)

3 参加資格

令和8年度廿日市市シティプロモーション戦略業務に関するプロポーザル参加者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までのいずれの日においても、廿日市市の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(昭和11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てがなされていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 代表者及び役員に破産者及び禁固刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 事業者及びその代表者が直近1年間の所得税、法人税、市町村税を滞納していないこと。
- (8) 政治団体(政治資金規正法第3条の規定によるもの)及び宗教団体(宗教法人法第2条の規定によるもの)でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずる者でないこと。

4 応募及び手続きの窓口

廿日市市経営企画部プロモーション戦略課 担当：柿丸・中間
〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号（市役所3階）
電話：0829-30-9221 ファクス：0829-32-1059
メール：promotion@city.hatsukaichi.lg.jp

5 プロポーザルによる選定スケジュール

全体のスケジュールは次のとおり。各項目の詳細は、本実施要領の6以降を参照。

期間又は期日	廿日市市
令和7年12月22日（月）	公募開始（市ホームページ掲載） 質問票の受付開始
12月26日（金）12時	質問票の受付期限
令和8年 1月 6日（火）17時	質問票に対する回答提示
1月 8日（木）17時	参加希望書等の受付期限
1月22日（木）12時	企画提案書の受付期限
2月 3日（火）	審査
2月 5日（木）	結果通知・公表
2月 6日（金）以降	契約

6 実施要領の配付

（1）期間

令和7年12月22日（月）～令和8年1月8日（木）

（2）配付方法

市ホームページに掲載するほか、上記4の窓口において配付

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/index.html>

※窓口での配付は、上記期間中の平日9時から17時まで

7 参加希望書等の提出

プロポーザル参加者は、参加資格確認に必要な次の書類を持参又は郵送等で提出すること。

（1）期間

令和7年12月22日（月）～令和8年1月8日（木）17時必着

※持参の場合は、平日9時から17時まで受け付け

(2) 提出先

上記4の応募及び手続きの窓口

(3) 提出書類

次の書類等を各1部提出すること。

ア 【様式1】参加希望書

イ 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）

ウ 会社概要（既存のパンフレット、公式サイトの情報など）

エ 納税証明書（直近2カ年で、国税及び市県民税の滞納がないことを証明するもの。証明書等の取得に時間がかかる場合は、窓口に事前に申し出た上で、後日、指定の期日までに追加提出でも可とする）

(4) 複数の事業者が連携する場合

アの【様式1】参加希望書は、参加希望の主たる事業者が提出するものとし、併せて連携事業者（従たる事業者）についても必要事項を記載すること。

※主たる事業者が連携事業者に対し、業務の全部を再委託することは認めない

(5) 参加資格の取り消し

提出された書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

8 実施要領等に関する質問の受け付け及び回答

実施要領等に関する質問は、次のとおり受け付け及び回答を行う。なお、受付期間を過ぎて提出された質問については、いかなる理由があっても回答しない。

(1) 期間

令和7年12月22日（月）～令和7年12月26日（金）12時必着

(2) 提出方法

【様式2】の質問票を上記4までメールで提出すること。

なお、件名を「甘日市市シティプロモーション戦略業務に関する質問」とし、送信後に窓口に対し電話で必ずメール着信の確認を行うこと。

(3) 質問に対する回答

ア 回答日

令和8年1月6日（火）17時

イ 1月6日（火）17時時点での参加希望書の提出があった全ての事業者に対し、参加希望書に記載された連絡先にメールで通知する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的提案内容等に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

9 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、仕様書に掲げた業務について企画提案書等を提出すること。なお、提案は各者1案とする。

(1) 期限

令和8年1月22日（木）12時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送すること。

郵送の場合、発送後であっても、期限までに未着の場合は、提出がなかつたものとみなす。

(3) 提出先

上記4

(4) 提出書類

別紙2「令和8年度廿日市市シティプロモーション戦略業務企画提案書作成要領」による書類

(5) 提案の取り下げ等

ア 提案書の再提出

企画提案書の再提出は上記（1）の期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

イ 提案を取り下げる場合

提案を取り下げる場合は、【様式3】の取り下げ願書を提出するものとする。なお、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合は、失格とする。なお、その事実が判明した時点で直ちに市に連絡するとともに、その内容を明記した書類を添えて、取り下げ願書を提出するものとする。

また、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(6) 企画提案書の取扱い

提出された企画提案書は、再提出があった場合を除き、取り下げ願書が提出された場合であっても返却しない。

(7) 費用の負担

本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

10 業務予定者の選定方法等に関する事項

(1) 選定方法

ア 本実施要領中の別表1「令和8年度廿日市市シティプロモーション

「戦略業務委託事業者選定審査基準」の審査基準項目ごとに絶対評価により審査を行い、最も優れた提案として評価した者を随意契約の相手方となる業務予定者として選定する。

イ 応募が1者の場合であっても審査は実施する。

ウ 審査にあたっては、審査結果が最低基準点（全体の60%）を下回る場合、採点結果の最も高い者又は応募が1者であったとしても選定しない。

エ 最も高い評価点数を獲得した提案者が複数となった場合は、企画提案の配点が最も高い者を業務予定者として選定する。

以上においても同点の場合は、選定委員で協議の上、業務予定者を選定する。

（2）審査機関

審査は「廿日市市シティプロモーション戦略業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

（3）審査基準

審査は、企画提案書に基づきプレゼンテーションを行って評価する。その際、追加資料の持込みは不可とする。

なお、プレゼンテーションの実施場所や時間等の詳細については、募集締め切り後に連絡するものとする。

1.1 審査及び結果（契約の相手方の選定）

（1）プレゼンテーションによる審査実施日

令和8年2月3日（火）13時30分（予定）

※審査にあたっては、事前に提案内容の確認を行うことがある

（2）審査結果の通知等

審査結果は、令和8年2月5日（木）以降に、提案者全員に郵送で通知する。また、審査結果の公表にあたっては、業務予定者の事業者名を公表する。

（3）選定委員会及び審査に関する内容への問い合わせ等

選定委員会は非公表とし、審査経過及び審査結果等審査に関する問い合わせ及び結果に対する異議は一切受け付けない。

（4）その他

選定された業務予定者が辞退又はこの公募要領の規定に違反した等の理由により、業務を受託できなくなった場合は、次順位の事業者を業務予定者とする。

1.2 契約

（1）契約の締結

選定委員会の審査の結果、業務予定者に選定された事業者と提出された

提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、市の契約担当者が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、協議が整わない場合にあっては、次順位の者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める業務委託契約書のほか、廿日市市契約規則（昭和 63 年規則第 15 号）及び廿日市市会計規則（昭和 63 年規則第 13 号）の定めるところによる。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除する。

13 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定の前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめがある。

14 その他

- (1) プロポーザルに関し、提出された参加希望書及び提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) プロポーザルに関し、市から受領又は閲覧した資料等は、市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

【別表1】

令和8年度廿日市市シティプロモーション戦略業務委託事業者選定審査基準

審査項目	審　　査　　基　　準	評価点	
1 遂行能力	○ 過去にプロモーション戦略や、これに類するプロモーションの実施実績があり、業務遂行能力があるか。	配点 1 0	2 0
	○ その他、本業務を遂行するにあたって、特に考慮すべき経験・業務能力があるか。	配点 1 0	
2 企画提案	○ 実施要領に掲げている本業務全体の趣旨や目的が正しく認識されているか。	配点 1 0	5 0
	○ 仕様書の項目について、各業務の目的や業務の条件(内容)が十分に理解され、かつ、各業務の求める成果に対して効果的な提案内容となっているか。	配点 2 0	
3 実施体制等	○ 従事者の経験や能力を含めて、業務実施体制に妥当性があり、実現可能なものであるか。	配点 2 0	2 0
	○ 10×(最低見積額/見積額) ※ 小数点第3位を四捨五入	配点 1 0	
合　　計　　点　　数		1 0 0	

《評価点の配点基準》

評　　価	劣　　る	やや劣　　る	普通	やや 優　　れ　　て　　る	優　　れ　　て　　る
点　　数	1 ←		5～6		1 0 →

【様式 1】

令和 8 年度廿日市市シティプロモーション戦略業務
企画提案公募(プロポーザル)参加希望書

年 月 日

廿日市市長 様

〒

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

「令和 8 年度廿日市市シティプロモーション戦略業務」の企画提案公募(プロポーザル)に参加したいので、関係書類を添えて、参加希望書を提出します。

なお、本企画提案公募実施要領の 3 に規定された参加資格条件の全てを満たしていること並びに参加希望書及び添付する関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

<連絡先・担当>

担当者	所属・職名	
	氏名	
	電話番号	
	ファクス番号	
	メール	

<添付する関係書類>※主たる事業者のもの

- ①財務諸表
- ②会社概要
- ③納税証明書（取得手続き中のため、令和 年 月 日までに別途提出します）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 番とする。

【様式2】

実施要領等に関する質問票

業務名：令和8年度廿日市市シティプロモーション戦略業務

会社名等：	
担当部署：	担当者：
電話番号：	
ファクス番号：	
メール：	

No.	資料名称	該当頁	該当行	該当項目
質問内容				

No.	資料名称	該当頁	該当行	該当項目
質問内容				

＜留意事項＞

- ・ 令和7年12月26日（金）12時必着とし、期限を過ぎたものは受け付けない。
- ・ 件名を「廿日市市シティプロモーション戦略業務に関する質問」として、メールで提出し、送信後には窓口に対し電話で必ずメール着信の確認を行うこと。
- ・ 質問項目が多い場合は、本様式を適宜複数枚提出すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とする。

【様式3】

取り下げ願書

年 月 日

廿日市市長様

〒

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

「令和8年度廿日市市シティプロモーション戦略業務」の企画提案公募（プロポーザル）への参加を表明の上、関係書類を添えて参加希望書及び企画提案書を提出しましたが、都合により取り下げいたします。

＜連絡先・担当＞

担当者	所属・職名	
	氏名	
	電話番号	
	ファクス番号	
	メール	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。